

入札注意事項

入札にあたっては、下記事項を熟読の上行って下さい。

(入札等)

- 1 入札書、委任状は、沖縄県土地開発公社ホームページに掲載されている様式や、沖縄県財務規則（昭和47年規則12号）等において定められたものを使用すること。
- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 3 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札（再度入札を含む）は、これを認めない。
ただし、他の入札が初回の提出を終えていない間は、この限りでない。
- 4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 5 入札者は、入札書の提出後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(無効の入札)

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書が表記金額、氏名、印影（代理人の印も含む）若しくは重要な文字が脱落、又は不明瞭な入札
- (5) 同一入札者が同一事項についてした2通以上の入札
- (6) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (7) 同一日に行われる複数の入札案件に、同一入札者が参加する場合で、先に開札のある案件を落札した者
- (8) 談合その他不正の行為があった入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

次の各号の一に該当する者については、再度の入札への参加を認めない。

- (1) 無効入札をしたもの（前記（無効の入札）の(3)又は(4)に該当する場合を除く。）
- (2) 最低制限価格未満の価格をもって入札した者

(入札の辞退)

- 1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に挙げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（第1号様式）を契約担当者等に直接持参し、又は、郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。